

交流ギャラリーの利用について

東海市芸術劇場では、劇場内の通路壁面の一部を、日頃の文化芸術活動等の発表の場となるよう、「交流ギャラリー」として無料貸出しています。ぜひご利用ください。

展示場所 (場所は「交流ギャラリー壁面一覧」のとおり)

東海市芸術劇場 1階北壁、1階東壁、2階東壁

(※ 劇場内の通路壁面利用のため、展示場所のみを施錠管理することはできません。)

利用できる方

どなたでも利用できます。ただし、以下の条件等を遵守してください。

条 件

1 展示内容

日頃の文化芸術活動等による平面作品とし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又はこれらに反対するもの
- (2) 教育委員会の後援等の承認を受けた場合を除き、営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- (3) 公共の秩序に反するもの
- (4) 施設の管理上、支障があると認められるもの

2 展示品・展示について

[大きさ] 1点あたり 150cm×100cm(80号)程度以内

[重 さ] 1点あたり 30kg以内

[その他]

- (1) 展示ワイヤーで展示可能な作品のみとします。
- (2) 作品、看板、キャプション等を直接壁面に展示したり貼り付けたりできません。
- (3) 展示ワイヤーをタッカー等で壁面に固定することはできません。
- (4) 劇場内の案内表示、防災設備、扉及び来館者の通行の妨げにならないように展示してください。

3 貸出物品

- (1) 展示ワイヤー (本数は利用展示場所により異なります(「交流ギャラリー壁面一覧」に記載。))
- (2) 脚立 1脚 (搬入日と搬出日のみ。)
- (3) 係員用・広報用机 (180cm×45cm) 1脚 (設置場所に制限があります。)
- (4) 係員用椅子 1脚 (設置場所に制限があります。)

- (5) スポットライト（2階東壁利用時のみ。設置場所に制限があります。）

4 利用期間

- (1) 同一作品の展示ができる期間は、搬入日・搬出日を含めて2週間以内とします（利用期間内に休館日がある場合は、休館日を含みます）。
ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、延長することができます。
- (2) 搬入出及び展示時間は、開館時間内（午前9時から午後10時まで）とし、最終日の展示時間は、午後5時までとします。

5 利用までの流れ

- (1) 利用しようとする初日の3ヶ月前から1週間前までの開館日（受付時間：午前9時から午後8時まで）に、芸術劇場（東海市教育委員会文化芸術課）に別紙「交流ギャラリー利用申請書（※1）」（その他必要資料）を直接持参の上、提出してください。
（※1 申請書の「利用者名、利用名称」の記載どおり、館内広報等で使用します。）
- (2) 提出時に、利用申請内容に基づき、芸術劇場と打ち合わせ（※2）を行ないません。
（※2 打合せが後日になる場合があります。日程については、芸術劇場（文化芸術課）から連絡調整を行ないます。御了承ください。）
- (3) 利用可能となった場合、教育委員会から「利用承諾書」が届きます。
- (4) 搬入（貸出物品の借用（※3））→（展示）→搬出（貸出物品の返却（※3））となります。
（※3 貸出物品の借用・返却は、3階事務室（午前9時から午後8時までの間）で行ないます。）

注意事項

- 1 芸術劇場職員の指示に基づいて、原則、利用者で搬入・展示・搬出を行なってください。
- 2 教育委員会は、観客の整理誘導、危険防止のために、作品付近に係員の配置を依頼することがあります。
- 3 入場料、参加料、観覧料等いかなる名目でも料金等を徴収することはできません。
- 4 作品の販売又は販売の予約行為、販売価格を表示することはできません。
- 5 電源の使用はできません。
- 6 教育委員会は、展示作品の盗難、毀損に対しての責任は負いません。係員が必要となる場合は、各自で配置をお願いします。
- 7 その他、教育委員会が指示した事項については、従ってください。

【お問合せ先】東海市芸術劇場（東海市教育委員会 文化芸術課）
電 話：0562-38-7030

交流ギャラリー壁面一覧

【1階 北壁】 1階ミーティング室1横通路の壁面



フック数及び位置	76個 H=330cm
実質延長 (※)	31m
スポットライト	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の照明でお願いします (照明の追加はできません)。 ・空調の吹き出しがあるため、作品が揺れる可能性があります。 ・案内表示や防災設備等があるため、一定の間隔で作品を展示することは困難です。 	

【1階 東壁】 1階東玄関横 (太田川駅側) の階段横通路の壁面



フック数及び位置	16個 H=330cm
実質延長 (※)	5.5m
スポットライト	なし
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の照明でお願いします (照明の追加はできません)。 	

【2階 東壁】 2階エスカレーター横通路の壁面



フック数及び位置	26個 H=340cm
実質延長 (※)	13m
スポットライト	12個
・記載のスポットライト以外の照明の追加はできません。 既存の照明設備のダウンライト (8基) を消灯することはできません。	

(※ 実質延長とは、ピクチャーレールの長さから展示禁止部分(案内表示や防災設備等)を差し引いた長さです。)

【申請書受付・お問合せ先】

東海市教育委員会 文化芸術課 (東海市芸術劇場 3階事務室)

(申請書受付時間：午前9時から午後8時まで)

東海市芸術劇場

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎月第3月曜日 (祝日にあたる場合は、その翌日)、年末年始

〒477-0031

愛知県東海市大田町下浜田137番地

電話：0562-38-7030

FAX：0562-38-7028

E-MAIL：arts@city.tokai.lg.jp